

財務省告示第四百四十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十五年四月三十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十五年五月十五日

財務大臣 塩川 正十郎

（別表）

合 計	利付国庫債券 (十年)										国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	第 二 百 十 回	第 二 百 十 回	第 二 百 十 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 四 回			
円千五 百二十五億 七	十九億 円	十億 円	十億 円	五十一億 円	二百三十億 円	五十億 円	一億 円	十億 円	十五億 七千 百二	四億 七千 百二	百三十億 円		百六円九十三銭	
	百九円三十二銭四厘	百九円三十一銭八厘	百九円二十九銭九厘	百三円四十六銭三厘	百三円四十五銭七厘	百三円四十二銭九厘	百三円三十四銭六厘	百三円三十五銭二厘	百三円三十三銭四厘	百三円三十三銭四厘				